



平成22年8月13日

千早赤阪村長 松本 昌親 様

千早赤阪村特別職報酬等審議会  
会 長 北 野 勝

特別職の報酬等の額について（答申）

平成22年7月15日付け千赤秘第243号により諮問のあった標記について、別紙のとおり答申する。

## 答 申

平成22年7月15日に千早赤阪村特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、意見を求められた議員報酬並びに村長、副村長及び教育長の給料の額については、次のとおり改定し、平成22年10月1日から適用することが適当である。

### 記

		(現行額)	(改定額)
議 長	月 額	340,000円	238,000円
副議長	月 額	320,000円	224,000円
議 員	月 額	295,000円	206,000円
村 長	月 額	650,000円	520,000円
副村長	〃	630,000円	504,000円
教育長	〃	520,000円	468,000円

## 説 明

当審議会は、議員報酬並びに村長、副村長及び教育長の給料の額について諮問を受け、延べ4回の会議において、本村及び府下、全国市町村の特別職等の職務、職責とそれに対する報酬等の額、財政状況等の資料に基づき、合併協議が破綻し村単独で行財政基盤を確立していかなければならない状況を踏まえ、広範な角度から住民の立場に立ち審査、検討を行った。

その結果、議員報酬については、現在期間限定ではあるが議会自ら10%の減額を行い定数削減の条例改正も行なわれ、報酬の額については府下町村の平均よりも下ではあるが、全国町村の類似団体と比較すれば平均よりも上である。依然として村を取り巻く環境は厳しく予断を許さず、困難な財政運営を迫られている中で、議員報酬の額については更なる減額とすることでは一致した。

その減額の率については、平成8年10月の額を基準として検討した結果、30%減額が3名、20%減額が1名、10%減額が1名となり審議会の答申としては前記の改定額が適当であると判断した。

村長、副村長及び教育長の給料の額については、現在、10%から20%の期間限定の減額を行っているが、依然として村を取り巻く環境は厳しく予断を許さず、一般職員についても5%の減額を行っている。

以上のような諸般の情勢を踏まえ、議員報酬と同じく平成8年10月の額を基準として検討した結果、村長は34%、副村長は26%、教育長は27%の減額措置を講ずる必要があると判断した。

おわりに、現在の社会経済情勢は大変厳しく、今後の村財政状況も予断を許さない状況である。今後の村政運営に当たってはこうした状況を十分勘案し、行財政全般に亘る改革を徹底しより一層努力されることを期待する。